

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日の翌日  
が休業日  
は、当日を  
翌日とする)

## 目次

- ◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正

## 規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五十四号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)

の一部を次のように改正する。

別表第一の第二号の項の次に次のように加える。

二の二 果実等防鳥防蛾技術導入  
資金 果実、花芽を含む。(の鳥  
害又は虫害を防止するために必  
要な網又は防蛾燈の設置に要す  
る資金

鳥害を防止するために網を設置す  
る場合にあっては、樹園地一〇ア  
ールにつき  
一五三、〇〇〇円

三年以内

る資金

虫害を防止するために防蛾燈を設  
置する場合にあっては、樹園地一  
〇アールにつき  
一六二、〇〇〇円

別表第一の第四号の項標準事業費の欄中「一、一九五、〇〇〇円」を「  
一、三六〇、〇〇〇円」に、「一、四二〇、〇〇〇円」を「一、五六〇、  
〇〇〇円」に、「二、四九〇、〇〇〇円」を「二、八〇〇、〇〇〇円」に、  
「七三〇、〇〇〇円」を「七五〇、〇〇〇円」に、「六三、〇〇〇円」を  
「二四〇、〇〇〇円」に改め、同表の第五号の項標準事業費の欄中「二五  
八、〇〇〇円」を「五九三、〇〇〇円」に改め、同表の第七号の項標準事  
業費の欄を次のように改める。

業費の欄を次のように改める。

稲又は麦を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合  
にあつては、耕地一〇アールにつき  
五二、〇〇〇円

野菜又は花きを露地において栽培するために必要な施設を設置し、又は機  
械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき  
三九、〇〇〇円

田において稲を通常栽培する期間以外の期間に飼料作物の栽培(乾草及び

サイレージの調製を含む。以下同じ。)を行うために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

六三、〇〇〇円

畑において輪作により飼料作物の栽培を行うために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

六〇、〇〇〇円

畑において多年性牧草の栽培(乾草及びサイレージの調製を含む。以下同じ。)を行うために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

二五、〇〇〇円

桑を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

二五、〇〇〇円

果樹を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

三八、〇〇〇円

いも類又は豆類を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

三七、〇〇〇円

茶を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

二六、〇〇〇円

委託を受けて稲の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

二三、〇〇〇円

委託を受けて麦の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

四〇、〇〇〇円

委託を受けて野菜又は花きの露地における栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

四二、〇〇〇円

委託を受けて、田において稲を通常栽培する期間以外の期間に行う飼料作物の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

三七、〇〇〇円

委託を受けて、畑において輪作により行う飼料作物の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

三七、〇〇〇円

委託を受けて、畑において行う多年性牧草の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

三四、〇〇〇円

委託を受けて桑の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

四七、〇〇〇円

委託を受けて果樹の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

八〇、〇〇〇円

委託を受けていも類又は豆類の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

三六、〇〇〇円

委託を受けて茶の栽培に係る農作業を行う場合にあっては、耕地一〇アールにつき  
三七、〇〇〇円

別表第一の第八号の項標準事業費の欄中「二〇、〇〇〇円」を「四九、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「七四、〇〇〇円」に、

「田において稲を通常栽培する期間以外  
の期間に行う飼料作物の栽培に係る農  
作業を行う場合にあっては、耕地一〇  
アールにつき

〇円」を「七四、〇〇〇円」に、

八、〇〇〇円

畑において輪作により行う飼料作物の  
栽培に係る農作業を行う場合にあって  
は、耕地一〇アールにつき

九、〇〇〇円」

「田において稲を通常栽培する期間以外  
の期間に行う飼料作物の栽培に係る農  
作業を行う場合にあっては、耕地一〇  
アールにつき

五二、〇〇〇円 に、「六、〇〇〇円」を「四

畑において輪作により行う飼料作物の  
栽培に係る農作業を行う場合にあって  
は、耕地一〇アールにつき

六三、〇〇〇円」

九、〇〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「四八、

「いも類又は豆類の栽培に係る農作業  
を行う場合にあっては、耕地一〇ア  
ールにつき

〇〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に、

八、〇〇〇円

茶の栽培に係る農作業を行う場合に  
あっては、耕地一〇アールにつき

九、〇〇〇円」

「いも類又は豆類の栽培に係る農作業  
を行う場合にあっては、耕地一〇ア  
ールにつき

を  
五二、〇〇〇円 に改め、同表の第十一号の二の

茶の栽培に係る農作業を行う場合に  
あっては、耕地一〇アールにつき

一〇、〇〇〇円」

項標準事業費の欄中「三、九八五、〇〇〇円」を「四、七二七、〇〇〇円」  
に、「二、二八〇、〇〇〇円」を「二、四八〇、〇〇〇円」に改め、同表  
中第十一号の三の項を第十一号の四の項とし、第十一号の二の項の次に次  
のように加える。

十一の三 家畜排せつ物土壌還元技術導入  
資金 農用地若しくは林地の土壌を改良  
するため家畜(牛、豚又は鶏に限る)の排  
せつ物を乾燥し、その他適正に処理した

一セット(耕地三〇ヘク 五年以内  
タール分)につき  
五、七六三、〇〇〇円

物をこれらの土地に埋め、若しくは注入するに必要な機械又は当該土壌を改良するのに必要な資材で当該処理した物に併せて使用するものの購入に要する資金

別表第一の第十三号の項技術導入資金の種類欄中「稲作転換」を「水田総合利用」に改める。

別表第二の第三号の項中「行なう」を「行う」に、

「四 集団的に存在者の共同の生活な用途に供され

する住宅に居住する施設であつて多目的

二、〇〇〇、〇〇〇円

五年以内

を

るもの

「四 集団的に存在する住宅に居住する者の共同の生活施設であつて多目的な用途に供されるもの

二、〇〇〇、〇〇〇円

(五) 共同健康管理施設

一、二〇〇、〇〇〇円

五年以内

に改める。

五年以内

別表第三の第三号の項貸付金の限度額の欄中「一、五〇〇、〇〇〇円」を「二、〇〇〇、〇〇〇円」に改める。

第二号様式(一の四)中「(技術導入資金(稲作転換に)を(技術導入資金(水田総合利用)に改め、同様式の2の佃を次のように改める。)

佃 転作は場とは、水田総合利用奨励補助金の交付の対象となるは場とする。

第二号(四)様式中

市町村長の意見欄

市町村長の意見欄(推薦の理由等)

に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第六百四十二号

鳥取県農業改良資金貸付基準(昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号)の一部を次のように改正し、昭和五十一年八月二十三日から施行する。

昭和五十一年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一技術導入資金の表の第二号の項の次に次のように加える。

二の二 果実等防 鳥防 <sup>が</sup> 技術導入 資金	防鳥施設(支柱、取付鉄線、ネット、取付器具) 防 <sup>が</sup> 施設(電線、電球、計器盤、 外燈器具等、工事費)	農業者等	四月又は五月又は 十月 十一月
--	--	------	--------------------

第一技術導入資金の表の第五号の項中「附属作業機」を「附属作業機 移植機」

に改め、同表の第七号の項中「(四) 労賃」を「(四) 休耕田に稲以外の作物を  
を付付けするための深耕、整地等に要する費用」に改め、同表の第八号の

項中「(二) 規模の拡大のための借地に要する費用」を「(二) 規模の拡大の  
ための借地に要する費用」に改め、  
して稲以外の作物を付付けするための深耕、整地等に要する費用」に改め、

同表の第十一号の二の項中「送風式暖房機」を「送風式暖房機  
照明施設」に改め、  
防除施設」

同表中第十一号の三の項を第十一号の四の項とし、第十一号の二の項の次に次のように加える。

十一の三 家畜排バキ セツ物土壤還元ター、マニユアローダー、マニユアス 技術導入資金	バキユームカー、スラリーインジエク プレツター、ダンプロトラ、ファ ームワゴン、リツジャー、トレンチャ 、土壤改良資材等	農業者等	四月から五月から 十一月ま十二月ま
--	---	------	----------------------

第一技術導入資金の表の第十三号の項中「稲作転換作付条件整備資金」を「水田総合利用作付条件整備資金」に改める。

第二農家生活改善資金の表の第三号の項中

「集団的に存在する住宅に居住する者の共同の生活施設であつて多目的な用途に供されるものの設置に要する資金」

「集団的に存在する住宅に居住する者の共同の生活施設であつて多目的な用途に供されるものの設置に要する資金」  
共同健康管理施設の設置に要する資金

六月	六月
七月	七月

に改める。